

# 令和3年度 第2回 まちづくり専門委員会議

令和4年2月9日（水）14：00～16：00  
三宮国際ビル7階 701会議室

## 次第

1. 開会
2. まちづくり支援制度について
  - 1) 制度の概要 [資料1]
  - 2) 制度の見直し [資料2]
3. まちづくり支援事業の検証評価 [資料3]
  - 1) 優良まちづくりボランティア団体の認定・コンサルタント派遣  
・摩耶地区まちづくり協議会（優ボ認定及び派遣11年目以降）
  - 2) コンサルタント派遣  
・本山北町まちづくり協議会（11年目以降）
  - 3) 優良まちづくりボランティア団体の認定・更新  
・高尾台・水野町地区まちづくり協議会（認定）  
・桜が丘地域協定委員会（認定）  
・月見山本町2丁目まちづくり協議会（更新（1回目））  
・西出東出まちづくり協議会（更新（6回目））
4. まちづくり協議会の認定取り消し [資料4]
  - ・西二郎地区まちづくり協議会（北区）
5. 閉会

### ◆その他配布資料◆

- |                       |    |       |
|-----------------------|----|-------|
| ・令和3年度 まちづくり専門委員一覧    | …… | [資料5] |
| ・まちづくり条例とまちづくり専門委員の役割 | …… | [資料6] |
| ・議題関連団体位置図            | …… | [資料7] |
| ・まちづくり専門委員会議設置要綱      | …… | [資料8] |

『まちづくり助成』

まちづくり活動に取り組む団体の活動費を助成する制度

まちづくり助成の対象となる活動経費

【基幹活動】

まちづくり構想、まちづくりルール等を  
検討・作成するための活動

- (例) 会議の開催(会場使用料など)
- ニュースの発行・広報(印刷費など)
- アンケートの実施(印刷費など)

【提案活動】

活動の段階に応じて、  
基幹活動をより効果的に行うために、  
地域が独自に提案する活動

- (例) 先進事例研究(視察、講師謝礼)
- まちづくりイベント、活動パネル展示など

まちづくり助成の限度額と助成期間

活動段階	助成限度額	助成限度期間
初動期 (初動期団体)	10万円	2年間
構想・ルール等策定 (整備予定地区団体・まちづくり協議会)	30万円	10年間
ルール運用・継続的なまちづくり (優良まちづくりボランティア団体)	30万円(1/2助成) ※	原則3年毎に更新 (検証・評価が必要)

優良まちづくりボランティア団体と検証評価

定義

長期にわたって組織的に活発な活動を行い、地域の環境改善、都市基盤の整備、良好な景観形成などに努めてきた団体であり、かつ他のまちづくり団体への啓発活動、人材養成活動をおこなうことができる資質を備えた、指導的立場にある優良な「まちづくり団体」。

検証評価

- ・優良まちづくりボランティア団体として助成を受けるためには、検証評価により『認定』を受ける必要がある。
- ・継続して助成を受けるために、原則3年毎に検証評価を受け、更新をする必要がある。

優ポの種類と更新期間等

優ポの種類	更新期間	助成限度額
優良まちづくりボランティア団体	3年 (更新できる)	助成対象費用の1/2かつ 30万円/年を限度
要綱第3条の2 第4号ただし書き団体	優ポ満額助成団体 (①密集市街地の改善に取り組んでいる団体、②都市計画道路のあり方に関する検討に取り組んでいる団体)	まちづくりに関連する事業等の完了目標年次が公表されている場合はその完了年次まで 30万円/年
	優ポ協定運用助成団体 (まちづくり協定を運用している団体)	6年 (更新できる)

# 『まちづくり専門家派遣』

## ■まちづくりアドバイザー派遣

・1地区 10回以内／年(40,000円／回)

### ・まちづくり活動の初動期

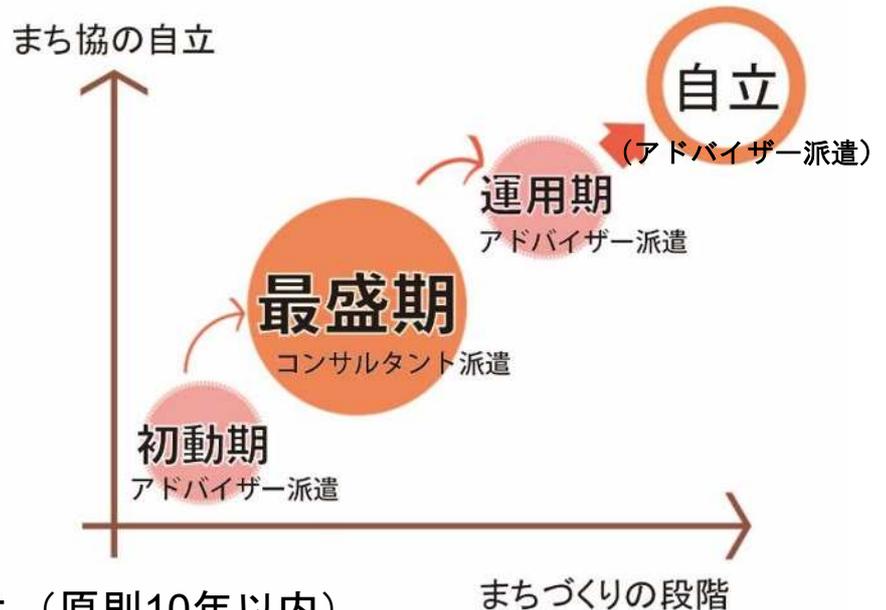
- まちあるき
- まちの課題抽出
- まちカルテの情報共有 など

### ・ルール の 運用段階

- まちづくり協定の運用
- 景観ガイドラインの運用 など

### ・まちづくり活動の自立期

- 自立移行時の支援



## ■まちづくりコンサルタント派遣 (原則10年以内)

・1地区 100万円程度／年を目安

### ・まちづくりの最盛期

- ①わがまち空間構想づくり、ルールづくりに必要な合意形成  
→地区計画 ・まちづくり協定 ・景観形成市民協定 など
- ②ものづくりに必要な合意形成  
→細街路整備 ・建築物共同化 ・区画整理事業 など

## コンサルタント派遣の検証評価

★以下に該当する場合は検証・評価を受ける必要がある

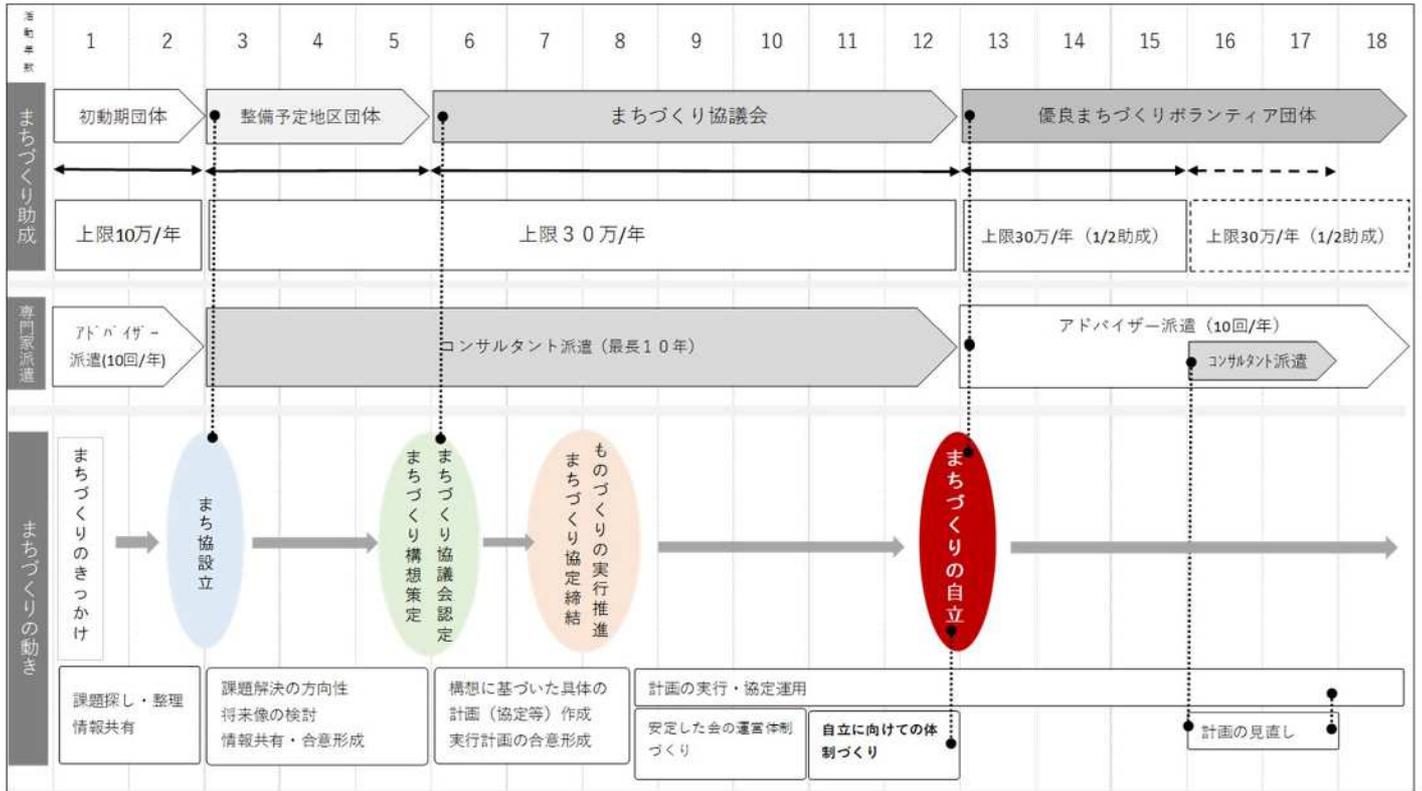
- ①初年度
- ②コンサルタント派遣期間が6年目・9年目
- ③市長が10年を超えての派遣を認め、一定期間に限り行うもの(※)

※③に該当するもの

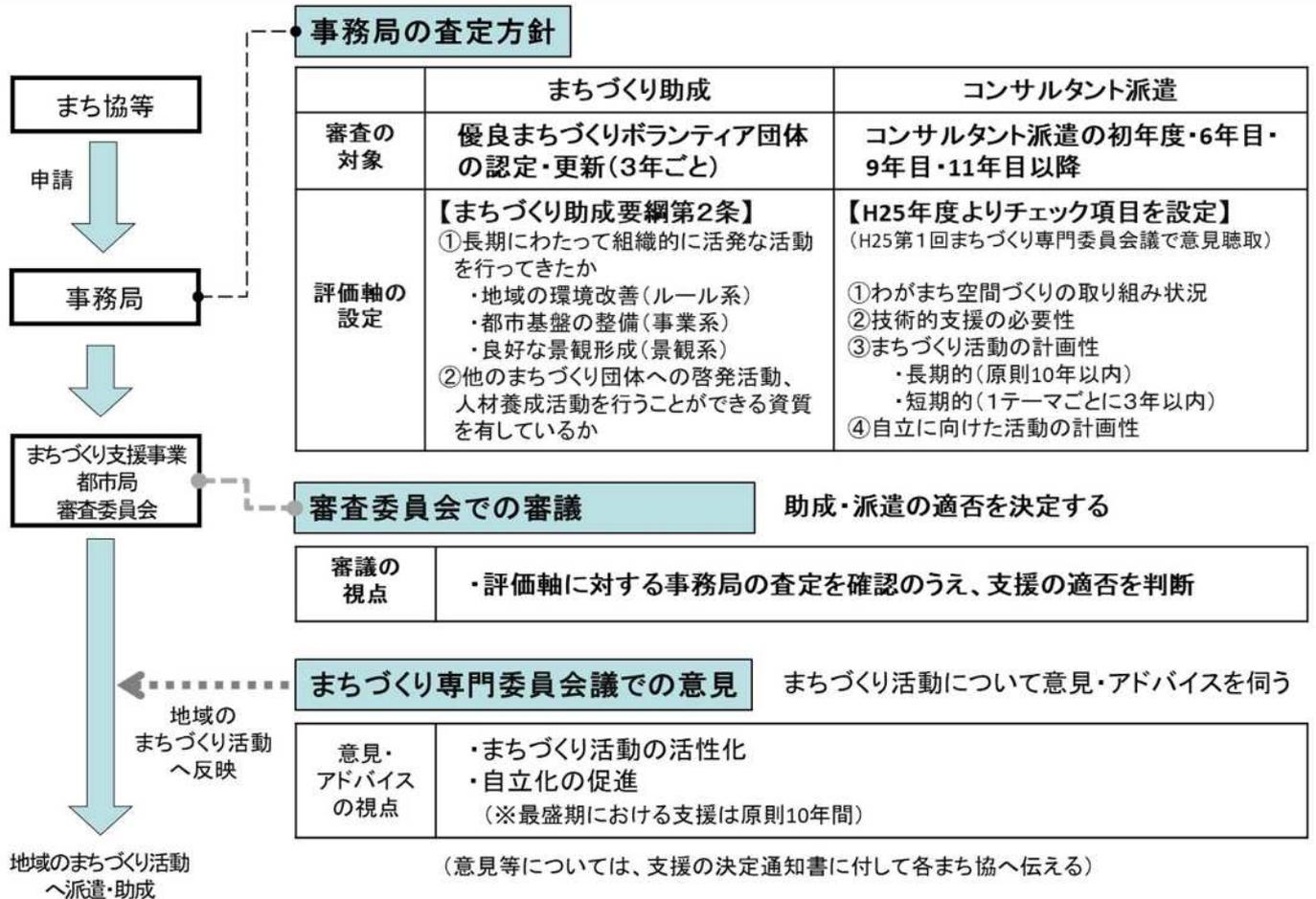
市の課題解決のための事業（密集事業・連続立体交差事業など）と一緒に取り組む団体について、次の期間まで延長することを認めている

- ・市の事業の完了目標年次が公表されている場合  
→完了目標年次まで
- ・市の事業の完了目標年次がない場合  
→取り組むテーマごとに設定した期間まで

# まちづくり支援事業の概要(支援モデル:まちづくり協定を策定するケース)



## まちづくり活動の検証・評価の方針・視点



## まちづくり支援制度の見直し

### 1. 背景

神戸市まちづくり支援事業は、協働と参画によるまちづくりを推進するため、40 年以上にわたり住民主体のまちづくりを技術的・経済的に支援しており、その運用にあたっては、社会経済情勢や地域のまちづくりの動きに合わせて制度の改正等を実施してきているところである。

しかしながら、今般の市の行財政改革 2025 や新型コロナウイルスによる影響など、社会状況が大きく変化していることから、本制度についても、より厳格な財政運営、制度の透明性やより効果的な支援内容などが求められている。

また、地域がまちづくり活動を継続的・安定的に取り組んでいくためには、地域の自主的な活動体制を構築することも必要となる。

### 2. 見直しの方向性

住民主体のまちづくりへの支援を持続可能なものとするため、支援のあり方について改めて検討し、これまで培ってきた神戸市内における地域の自主的なまちづくりの火を絶やすことなく、また新しいまちづくりの動きに対応できるように、制度の改正・再構築を進める。

また、地域の自立的な活動を促進するための方法を市から発信していく。

### 3. 見直しの内容

#### (1) まちづくり助成

##### ①要綱の改正（令和 4 年度実施）

基幹的な活動を主軸に、地域の実情に応じた特色あるまちづくりを推進するため、地域からの提案によって実施される活動（提案活動）について、要綱等の改正を行う。

- ・効果・目的の明確化
- ・補助金の上限額の設定

##### ②運用の見直し（令和 4 年度実施）

限られた予算の中で新たにまちづくりに取り組む団体に対しても支援していく必要があるため、これまで継続して助成を受けている団体への運用を見直す。

- ・実績に応じた補助金額の上限の設定
- ・他の補助金制度の情報提供

##### ③制度の再構築

令和 4 年度以降も、よりわかりやすい制度となるよう、引き続き検討を進めて行く。

#### (2) 専門家派遣

##### ①運用の見直し（令和 4 年度実施）

派遣の効果が最大限発揮されるよう、必要性に応じたメリハリのある制度運用が求められている一方で、地域が抱える課題は多様化しており、課題ごとに適切な派遣期間が異なるため、次のとおり制度の運用を見直す。

- ・支援額の厳格執行及び自主的な活動への移行の推進
- ・地域の取組みに応じた派遣内容の整理と派遣期間の厳格化

##### ②制度の再構築

令和 4 年度以降も、実態に応じた活用しやすい制度となるよう、引き続き検討を進めて行く。

#### (3) まちづくりの自立に向けたサポート・市からの情報発信の充実

(例)

- ・地域の自主的なまちづくり活動の運用事例等をまとめたガイドラインの作成
- ・支援制度を活用したい団体・活用している団体が適切な情報を取得できるよう、神戸市 HP の充実等を図る。

## 令和3年度第2回 まちづくり支援事業 検証・評価

## (1) 優良まちづくりボランティア団体の認定・コンサルタント派遣

番号	団体名	所在	検証評価 分類	年数・優ボの分類
1	摩耶地区まちづくり協議会	灘区	優ボ認定 派遣11年目以降	[年数] 優ボ:まちづくり協定の運用 6年間(令和4~9年) 派遣:密集事業の推進(行政課題解決型) 令和7年度まで  [優ボの種別] 優ボ満額助成

## (2) コンサルタント派遣

番号	団体名	所在	検証評価 分類	年数
2	本山北町まちづくり協議会	東灘区	11年目以降	都市計画道路廃止に伴うまちづくり(行政課題解決型) 3年間(令和4~6年)

## (3) 優良まちづくりボランティア団体の認定・更新

番号	団体名	所在	検証評価 分類	年数・優ボの分類
3	高尾台・水野町地区まちづくり協議会	須磨区	認定	[年数] まちづくり協定の運用 6年間(令和4~9年)  [優ボの分類] 優ボ協定運用助成
4	桜が丘地域協定委員会	西区	認定	[年数] まちづくり協定の運用 6年間(令和4~9年)  [優ボの分類] 優ボ協定運用助成
5	月見山本町2丁目まちづくり協議会	須磨区	更新(1回目)	[年数] 3年間(令和4~6年)  [優ボの分類] 通常(1/2助成)
6	西出東出まちづくり協議会	兵庫区	更新(6回目)	[年数] 3年間(令和4~6年)  [優ボの分類] 通常(1/2助成)

令和3年度 まちづくり支援事業検証シート

- 優良まちづくりボランティア団体の認定・更新
- まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

	優良まちづくりボランティア団体認定	年度	更新回数	回	コンサルタント派遣	11年目以降	11年目	
団体の概要	名称	摩耶地区まちづくり協議会			所在地	灘区		
	設立年月	平成24年5月	(9年目)	面積	15.8 ha	世帯数	約1,800 世帯	
	設立目的	摩耶地域のまちの魅力を大切にしつつ、安全かつ安心して暮らせる住環境の改善等に向けて活動することを目的とする						
	協議会認定年月	平成26年3月	(ま景)	※特記事項				
	構想提案年月	平成26年3月	協定締結年月	平成28年7月	(6年目)	協定期限	令和8年7月	
	地区計画決定年月	その他のルール等						
	更新分類	3年(6年)事業年度		事業完了目標年次	R7	年度	根拠	密集市街地再生優先地区
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体			■	過去3年の助成額	766,677	
	派遣	派遣されている専門家			スタジオ・カタリスト	過去3年の支援額	3,862,700	

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	古い木造建物が密集する福住通3丁目を通中心として災害に強い安全なまちにする。 まちづくり協定の届出制度により、住みよいまちを守っていく。									
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)										
		年度	これまでの取り組み				今後の予定				
	項目		9年目 R2年度	10年目 R3年度	11年目 R4年度	12年目 R5年度	13年目 R6年度	14年目 R7年度	15年目 R8年度	16年目 R9年度	
	(1)地域の環境改善 まちづくり協定	(ルール系まちづくり) まちづくり協定の運用	まちづくり協定届出説明会、まちの申告確認					更新の検	更新	新協定運用	
	(2)都市基盤の整備 共同化の推進 避難経路確保 防災空地整備・管理	(事業系まちづくり) 共同化の検討 細街路整備 緊急避難サポート事業推進 防災空地整備促進・管理			共同化の検討			共同化の推進			
	(3)良好な景観形成 色彩配慮周知運用	(景観系まちづくり) 申し合わせの周知運用			ルール	の周知・運用					
	(4)自立化に向けた活動 防災イベント 部会の設立	(専門家に頼らない自主的な取り組み) 防災イベントの企画・開催 次世代の部会発足・事業推進			防災イベント			次世代を中心とした部会の設立			
	(5)啓発活動 ニュースの発行 防災意識の醸成	定例的に協議会活動を発行	○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
	(6)人材育成活動 次世代の育成 福住3の人材発掘	事業化に向けた人材育成 次世代の人材発掘と組織化			事業化に向けた新たな人材の発掘・育成			次世代への個別ヒアリング次世代による協議			
(7)その他	こどもたちの見守り活動			地域で遊ぶこどもたちの見守り			防災空地の見回りなど				
3 令和4年度に取り組む内容											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協定の届出案件の審査、屋外広告物ルール&amp;ガイドラインの運用と事前協議制度の周知活動</li> <li>・福住通3丁目の改善のための具体的な、また効果的な方法を決めていきたい。</li> <li>・まちづくり協議会への参加を広げていく工夫、特に福住3丁目地区の方の参加の工夫を考えていきたい。</li> </ul>											

活動のPR事項	活動終了予定	あり (年度まで) ・ (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福住三丁目の細街路整備の取り組みについて、住人に理解していただき、住んでいる皆さんが今後どのようにしていきたいのか意見や要望をお聞きして、これらをまとめて神戸市に伝えて一歩でも前に進めることが出来ればと思います。</li> <li>・パンダ広場、防災空地での管理、地域住民への周知やイベントなど計画して多くの人にアピール出来ればと思います。</li> </ul>

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業  
都市局審査委員会  
令和4年1月25日

まちづくり専門委員  
令和4年2月9日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。  
(事務局意見)

■ 優良まちづくりボランティア団体

①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

■ コンサルタント派遣

- 技術的支援が必要な内容となっているか。
- 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。
- コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。

■ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

都市基盤の整備にあたっては、計画的に取り組んでいただきたい

政策的位置づけ等のチェック

- マスタープラン等に位置づけがあるか。
- 市が優先的に取り組む事業か。
- その他

密集市街地再生優先地区  
摩耶地区まちづくり協定

事務局提案

助成	認定・更新	6年間を適とする
派遣	令和7年度までの派遣を適とする	

■ 優良ボランティア団体  
認定・更新

■ 適とする

令和4年度より

- 6年間の認定・更新を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

□ 否とする

(理由)

■ コンサルタント派遣

■ 適とする

- 令和7年度までの派遣を認める

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

□ 否とする

(理由)

- 評価及び検証対象外  
(派遣6年目・9年目のみ)

□ これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

□ 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

令和3年度 まちづくり支援事業検証シート

優良まちづくりボランティア団体の認定・更新

様式第2号

まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

	優良まちづくりボランティア団体認定	年度	更新回数	回	コンサルタント派遣	11年目以降	11年目	
団体の概要	名称	本山北町まちづくり協議会			所在地	東 灘 区		
	設立年月	平成24年12月	(10年目)	面積	約57 ha	世帯数	約2,300 世帯	
	設立目的	都市計画道路・本山山手線整備の廃止を前提に、それに代わるより重要な課題に対応した整備・取り組みの方針を考えるため設立						
	協議会認定年月	平成28年4月	(ま 景)	※特記事項				
	構想提案年月	平成28年7月	協定締結年月	( )年目	協定期限			
	地区計画決定年月	その他のルール等						
	更新分類	(3年)6年・事業年度	事業完了目標年次	年度	根拠			
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額				
	派遣	派遣されている専門家	都市調査計画事務所		過去3年の支援額	3,974,138		

**1 主となるまちづくりのテーマ**  
 地域の歴史や文化を受け継ぎながら、暮らしやすく安全で安心な市街地への改善を図り、緑や眺望・街並みなどこのまち独自の価値を活かした豊かな生活環境を育むまちづくりを目指す。過去9年間の活動をベースに「3ヶ年スケジュール」(案)を作成、「まちづくり構想」実現に向け、ものづくり活動活性化/まちづくりルールの策定/情報共有の広報活動/魅力資源の発見と共有等の推進に取組みます。

**2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)**

項目	年度	これまでの取り組み	今後の予定														
			9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目							
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度							
(1)地域の環境改善		(ルール系まちづくり)															
(2)都市基盤の整備 まちづくり構想		(事業系まちづくり) 南北中央基幹道路(待避・離合スペース確保) 南北中央基幹道路(阪急踏切部分の改良) 東側基幹道路(風呂の川部分の接続) 災害時避難支援道路の補強															
(3)良好な景観形成 まちなみルール		(景観系まちづくり) 景観カタログのまとめ・周知 ガイドライン(案)の作成															
(4)自立化に向けた活動 イベントの開催 部会による活動 大学との連携		(専門家に頼らない自主的な取り組み) 文化講演会の開催 交通安全・防災・バリアフリーの観点による課題の抽出と改善に向けた取り組み 大学生との交流															
(5)啓発活動 まちあるき ニュースの発行 ブログ等のSNSでの発信		危険箇所の抽出 まちづくりニュース、まちづくりmonthly(定例会議事録)、部会通信を発行 ウェブサイト、ブログ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムの更新															
(6)人材育成活動																	
(7)その他																	

**3 令和4年度に取り組む内容**

①南北中央基幹道路:阪急踏切拡幅着工②東側基幹道路接続案の地域・市との合意③本一小周辺道路の改善完了④災害時避難支援道路整備の地区内合意・市への提案④個別課題部会改善箇所(現72か所)の残部の実行調整⑤まちなみルールづくり:ガイドライン(案)作成⑥広報部会:Website活用・大学生の参加実現。

活動終了予定 あり ( )年度まで) ・(なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします

**活動のPR事項**  
 まちづくり協議会として活動を開始し、10年目を迎えます。当時、建設予定の本山山手線が廃案となり、「防災・防犯に強く、住み易いまちづくり」が残された主題です。30年以内に迫っている南海トラフ大震災による北部のレッドゾーン地区土砂災害・土石流災害の他、大型緊急自動車が行き止まりの狭隘道路(旧里道)・踏切等のハード面の改善箇所が多数存在しています。更に、大阪北部震災の教訓より緊急時避難支援道路を指定し、危険ブロック塀撤去等ソフト面での改善に取り組んでいます。また、協議会の活動範囲(本山北町1~6丁目)では、現在の処、統合された自治会組織は存在していません。旧式な4財産区管理会が地域の改善活動を引率していますが、年々増加する新入住民の方々や将来の大震災等に備えた防災活動や日常の防犯対応活動がまだまだ不十分と言わざるを得ません。そこで、現在取組み中の「本山北町まち協活動」を通じ、全住民の面識が出来、日々の挨拶運動に展開させ、イザという時の互いの助け合い活動に発展させたいと取組んでいます。将来、当地区統合の自治会組織に発展する事も長期的視野に置いて活動しております。  
 今後については、各活動全体の「3ヶ年スケジュール(案)」(添付資料のとおり)を作成し、更に多くの住民の参加を得ながら、令和4年度には、南北中央・東側基幹道路の設計・着工/まちなみ部会ガイドラインを、更に令和7年度に向け災害時避難支援道路・個別課題事業化と広報活動活性化(website活用)を推進する計画です。本活動を全住民と共に成し遂げる為には、是非ともコンサルタントの強力な指導が引き続き必須です。

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業  
都市局審査委員会  
令和4年1月25日

まちづくり専門委員  
令和4年2月9日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。  
(事務局意見)

優良まちづくりボランティア団体

- ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

- ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

コンサルタント派遣

- 技術的支援が必要な内容となっているか。
- 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。
- コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。

- まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

3年間の中でルールづくりを行えるよう、計画的に進めてもらいたい。

政策的位置づけ等のチェック

- マスタープラン等に位置づけがあるか。
- 市が優先的に取り組む事業か。
- その他

都市計画道路整備方針  
本山山手線(廃止)

事務局提案

助成	認定・更新	年間を適とする
派遣	R4 年度より	3年間を適とする

優良ボランティア団体  
認定・更新

- 適とする  
年度より  
□ 年間の認定・更新を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。
- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

否とする

(理由)

コンサルタント派遣

- 適とする  
令和4年度より  
■ 3年間の派遣を認める。
- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。
- 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

否とする

(理由)

- 評価及び検証対象外  
(派遣6年目・9年目のみ)

これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

- 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

	優良まちづくりボラン ティア団体認定	年度	更新回数	回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目	
団体の概要	名称	高尾台・水野町地区まちづくり協議会			所在地	須磨区		
	設立年月	平成20年10月	(13年目)	面積	約10 ha	世帯数	349 世帯	
	設立目的	安全・安心で住み良い未来あるまちづくりを推進することを目的とする						
	協議会認定年月	平成20年10月	(ま景)	※特記事項				
	構想提案年月	平成27年8月	協定締結年月	平成27年8月	(6年目)	協定期限	令和7年8月	
	地区計画決定年月	その他のルール等						
	更新分類	3年・6年・事業年度		事業完了目標年次	年度	根拠		
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額	599,510			
	派遣	派遣されている専門家			過去3年の支援額			

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して住み続けられるまちづくり</li> <li>・子育て世帯の定住を促すまちづくり</li> <li>・豊かな交流を支えるまちづくり</li> </ul>									
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)										
	項目	年度	これまでの取り組み	今後の予定							
				年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目	年目
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	(1)地域の環境改善 まちづくり協定	(ルール系まちづくり) まちづくり協定の運用			(運用)			(協定更新)		(運用)	
	(2)都市基盤の整備 まちづくり構想	(事業系まちづくり) まちづくり構想の具体化						(検討・実施)			
	(3)良好な景観形成	(景観系まちづくり)									
	(4)自立化に向けた活動 イベント	(専門家に頼らない自主的な取り組み) イベント参加の勧誘						(開催)			
	(5)啓発活動 掲示板 ニュースの発行	地区内5カ所の掲示 年1~3回のまち協だよりの発行						(掲示)			
(6)人材育成活動 外部団体との交流	市内まちづくり団体との交流						(交流)				
(7)その他 防災・防犯	防災・防犯イベントの開催						(開催)				
3 令和4年度に取り組む内容											
過去の取り組みの発展的な継続と、コロナ騒動により多くの自粛した、子供と高齢者を含むイベントの開催の復活。											

活動のPR事項	活動終了予定	あり (年度まで) ・ <input checked="" type="radio"/> なし ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	12年以上にわたり”地域の安心安全”を基本に行政のご協力も得て活動を続けております。 高齢者率の高い地域でありましたが、近年若い世代の世帯が増えてきておりますので、今後もっと活気のある町にしていくべく活動を続けていく所存です。

ステップ1	ステップ2	ステップ3
事務局	まちづくり支援事業 都市局審査委員会 令和4年1月25日	まちづくり専門委員 令和4年2月9日
査定内容	審議内容	意見
<b>まちづくりの段階チェック</b>	<input checked="" type="checkbox"/> <b>優良ボランティア団体 認定・更新</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 市が団体を認定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 構想を市へ提案しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 構想の具体化に取り組んでいるか。	<input checked="" type="checkbox"/> <b>適とする</b> 令和4年度より	<input type="checkbox"/> 評価及び検証対象外 (派遣6年目・9年目のみ)
<b>長期計画について</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 6年間の(認定)更新を認める。	
<input checked="" type="checkbox"/> わがまち空間づくりに取り組んでいるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。	<input type="checkbox"/> これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
(事務局意見)	<input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。	<input type="checkbox"/> 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。
<input checked="" type="checkbox"/> <b>優良まちづくりボランティア団体</b>	(留意事項)	(意見)
<input checked="" type="checkbox"/> ①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。  <input checked="" type="checkbox"/> ①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)	<input type="checkbox"/> <b>否とする</b> (理由)	
(事務局意見)		
<input checked="" type="checkbox"/> <b>コンサルタント派遣</b>	<input checked="" type="checkbox"/> <b>コンサルタント派遣</b>	
<input type="checkbox"/> 技術的支援が必要な内容となっているか。 <input type="checkbox"/> 1テーマの取り組み期間が3年以上で計画されているか。 <input type="checkbox"/> コンサル派遣を行う期間を10年以上で計画されているか。  <input type="checkbox"/> まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)	<input type="checkbox"/> <b>適とする</b> 年度より <input type="checkbox"/> 1年間の派遣を認める。	
(事務局意見)	<input type="checkbox"/> 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。	
	<input type="checkbox"/> 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。	
	(留意事項)	
	<input type="checkbox"/> <b>否とする</b> (理由)	
<b>政策的位置づけ等のチェック</b>		
<input type="checkbox"/> マスタープラン等に位置づけがあるか。 <input type="checkbox"/> 市が優先的に取り組む事業か。 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
・高尾台・水野町地区まちづくり協定		
<b>事務局提案</b>		
助成 (認定)・更新 6年間で適とする		
派遣 年度より 1年間で適とする		

令和3年度 まちづくり支援事業検証シート

優良まちづくりボランティア団体の認定・更新  
 まちづくりコンサルタント派遣(11年目以降)

様式第2号

		優良まちづくりボラン ティア団体認定		年度	更新回数	回	コンサルタント派遣		11年目以降	年目	
団体の概要	名 称	桜が丘地域協定委員会				所在地	西 区				
	設 立 年 月	平成 18 年 8 月	( 15 年目)	面 積	135.0 ha	世 帯 数	2,658 世帯				
	設 立 目 的	住民自治により住み良いまちの実現のために桜が丘地域の緑豊かでゆったりと落ち着いた快適な住環境を維持すると共に、将来に向け魅力あるまちづくりをおこない、桜が丘地域の発展に貢献する事を目的とする									
	協議会認定年月	平成20年5月	( (ま)景 )	※特記事項							
	構 想 提 案 年 月	平成20年5月	協定締結年月	平成21年6月	( 12 年目)	協定期限	令和11年6月				
	地区計画決定年月	平成20年12月	その他のルール等	まちづくり協定、まちの申し合わせ							
	更新分類	3年・6年・事業年度		事業完了目標年次	年度	根拠					
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体		<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額	450,000					
	派遣	派遣されている専門家			過去3年の支援額						

1 主となるまちづくりのテーマ 緑豊かで、ゆったりとした、住み続けたい、まち

2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)

項目	年度	これまでの取り組み				今後の予定															
		9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目										
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度										
(1)地域の環境改善		(協定更新)				(運用)															
まちづくり協定	まちづくり協定の運用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
地区計画	地区計画の運用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
まちの申し合わせ	まちの申し合わせの運用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2)自立化に向けた活動						(審査基準策定)				(運用)											
審査基準の策定・運用						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(3)啓発活動																					
ニュースの発行	協議会活動を年1回以上発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)人材育成活動																					
若年層及び中堅層役員の育成						(招聘)				(育成)											

3 令和4年度に取り組む内容

- ・まちづくり協定の届出案件の適正かつ公正な審査の実施
- ・機関紙の発行
- ・若年層及び中堅層役員の招聘

活動終了予定	あり ( 年度まで ) ・ なし ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
活動のPR	<p>10年以上にわたって、「緑豊かで、ゆったりと、落ち着いた、まち」を目指して、「住みよい住環境と美しい街」等を守り育てきました。</p> <p>桜が丘地域協定委員会は神戸市にまちづくりの提案をし、「地区計画」の決定と「まちづくり協定」の締結を達成しました。加えて、桜が丘地区独自の自主的な「まちの申し合わせ」を制定し運用しています。</p> <p>また、令和元年6月30日には、まちづくり協定を更新し締結するとともに、まちづくりルールの広報用パンフレットを新たに作成し全戸配付しました。</p> <p>さらに、令和元年6月18日には、桜が丘まちづくり構想(まちの将来像)を神戸市に提案し受理されました。</p> <p>今後は、これらのまちづくりルールを自主的に運用できるような取り組みを進めます。</p> <p>そのため、桜が丘地域協定委員会の役員の高齢化にともない、若年層及び中堅層を役員に招いて育成することで、現在の住みよい住環境と美しい街並みの保全など、まちの将来像を実現できるような体制づくり、運用システムづくりなどに取り組めます。</p>

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業  
都市局審査委員会  
令和4年1月25日

まちづくり専門委員  
令和4年2月9日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。  
(事務局意見)

■ 優良まちづくりボランティア団体

①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

☐ コンサルタント派遣

- ☐ 技術的支援が必要な内容となっているか。
- ☐ 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。
- ☐ コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。
- ☐ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

政策的位置づけ等のチェック

- ☐ マスタープラン等に位置づけがあるか。
- ☐ 市が優先的に取り組む事業か。
- その他
  - ・桜が丘地区まちづくり協定
  - ・桜が丘地区地区計画

事務局提案

助成	認定・更新	6年間を適とする
派遣	年度より	年間を適とする

■ 優良ボランティア団体  
認定・更新

■ 適とする

令和4年度より

- 6年間の(認定)更新を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- ☐ 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

☐ 否とする

(理由)

☐ コンサルタント派遣

☐ 適とする

年度より

- ☐ 1年間の派遣を認める。

- ☐ 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- ☐ 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

☐ 否とする

(理由)

- ☐ 評価及び検証対象外(派遣6年目・9年目のみ)

これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

- ☐ 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

	優良まちづくりボラン ティア団体認定	R元	年度	更新回数	1回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目	
団体の概要	名称	月見山本町2丁目まちづくり協議会				所在地	須磨区		
	設立年月	平成17年10月		(17年目)	面積	約1.9 ha	世帯数	169世帯	
	設立目的	月見山本町2丁目地区内の住民および事業者、権利者等が自ら「話し合い」「課題を共有し合い」「知恵を出し合い」を進めることにより、「賑わいと交流のある、安心して住みよい町」にする。							
	協議会認定年月	平成31年4月		(ま景)	※特記事項				
	構想提案年月	令和4年7月(予定)	協定締結年月	(年目)		協定期限			
	地区計画決定年月	その他のルール等							
	更新分類	3年・6年・事業年度		事業完了目標年次	年度				
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額		498,607			
	派遣	派遣されている専門家	(株)都市調査計画事務所		過去3年の支援額		4,064,074		

1 主となるまちづくりのテーマ  
月見山の風土を活かした「健康で文化的」に暮らせるまちを目指し、まちづくり構想の策定及びその実現に向けた取り組みを検討する。

2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)

項目	年度	これまでの取り組み			今後の予定						
		16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目		
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
(1)地域の環境改善 まちづくりプラン策定	(ルール系まちづくり) まちづくりプラン検討・策定・関係者提案	●	●	●	●						
(2)都市基盤の整備 行政機関との協議	(事業系まちづくり) まちづくりプランに基づく調整・執行			●	●	●	●	●	●	●	●
(3)良好な景観形成 専門家意見の反映	(景観系まちづくり) まちづくり構想を補完するための勉強会等				●	●	●	●	●	●	●
(4)自立化に向けた活動 まちづくり協定等の取り組み	(専門家に頼らない自主的な取り組み) 住民・事業者参加による合意形成				●	●	●	●	●	●	●
(5)啓発活動 まちづくり活動の広報展開	まちづくり活動の情報発信、意見募集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(6)人材育成活動 活動組織の充実化	新たなまちづくり活動参加者への働きかけ (若い世代への継承)			●	●	●	●	●	●	●	●
(7)その他 地域関連施設等との連携	当該地域との良好な取り組みが可能な 公園・社寺仏閣・レジャー施設等との関係構築				●	●	●	●	●	●	●

3 令和4年度に取組む内容

- ・まちづくり構想の関係者合意(総会での承認)・神戸市へのまちづくり構想提案(構想提出)
- ・行政(道路管理者、交通管理者等)や交通事業者(鉄道、バス等)との協議開始

活動終了予定	あり (年度まで)	なし	未定	※いずれかに○をお願いします
活動のPR	月見山本町2丁目地区は、山陽電鉄「月見山駅」(阪神・山陽直通特急停車)を中心とし、須磨沿岸地域を訪問する際の玄関口に位置しています。本地区は長らく計画的事業の対象となっておらず(H25都市計画道路月見山線の一旦廃止など)、旧来の商店街、住宅が現存しています。一方で、都市整備が未全であることから、良質の改良・改善が、広く地域活性化にも寄与することが期待でき、まちづくり投資効果は大きいものと認識しています。令和元年にまちづくり協議会としての認定をいただき、これまでに地域住民・事業者・権利者と「まちづくり構想」の策定を検討してまいりました。現在、3年目の取り組みとして、まちづくり構想(役員会案)に対するアンケートを実施し、神戸市への構想提案に向けて取り組んでいるところです。構想提案の実現に向けて、より良い環境整備、地域活性化等を図りたく、行政による力強い支援は不可欠となります。本旨ご理解のうえ、何卒ご支援のほど、お願い申し上げます。			

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業  
都市局審査委員会  
令和4年1月25日

まちづくり専門委員  
令和4年2月9日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。  
(事務局意見)

■ 優良まちづくりボランティア団体

①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

☐ コンサルタント派遣

- ☐ 技術的支援が必要な内容となっているか。
- ☐ 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。
- ☐ コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。
- ☐ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

政策的位置づけ等のチェック

- ☐ マスタープラン等に位置づけがあるか。
- ☐ 市が優先的に取り組む事業か。
- その他

都市計画道路整備方針  
月見山線(廃止)

事務局提案

助成	認定(更新)	3年間を適とする
派遣	年度より	年間を適とする

■ 優良ボランティア団体  
認定・更新

■ 適とする

令和4年度より

- 3年間の認定(更新)を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- ☐ 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

☐ 否とする

(理由)

☐ コンサルタント派遣

☐ 適とする

年度より

- ☐ 1年間の派遣を認める。

- ☐ 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- ☐ 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

☐ 否とする

(理由)

- ☐ 評価及び検証対象外(派遣6年目・9年目のみ)

これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

- ☐ 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

	優良まちづくりボラン ティア団体認定 16	年度	更新回数	6 回	コンサルタント派遣	11年目以降	年目
団体の概要	名 称	西出東出まちづくり協議会			所在地	兵 庫 区	
	設 立 年 月	昭 和 60 年 8 月 ( 37 年目)	面 積	18.4 ha	世 帯 数	1,403	世帯
	設 立 目 的	まちの活性化を推進し、子供から老人までがいきいき・のびのびと心に潤いと安らぎをもって暮らす明るい下町づくりを推進する。					
	協議会認定年月	昭和62年10月 ( (ま)景 )	※特記事項				
	構 想 提 案 年 月	昭和61年12月	協定締結年月	( 年目)	協定期限		
	地区計画決定年月	その他のルール等					
	更新分類	(3年)6年・事業年度	事業完了目標年次	年度			
	助成	神戸市まちづくり助成要綱第3条の2第4号ただし書き団体	<input type="checkbox"/>	過去3年の助成額	300,000		
	派遣	派遣されている専門家			過去3年の支援額		

これまでの取り組みと今後の予定	1 主となるまちづくりのテーマ	歴史を活かし、みんなで支え合う、明るく元気な港町にしよう!								
	2 それぞれの取り組みと今後の予定(※長期的な取り組みを主に記載ください)									
		年度	これまでの取り組み				今後の予定			
	項目		36年目 R2年度	37年目 R3年度	38年目 R4年度	39年目 R5年度	40年目 R6年度	41年目 R7年度	42年目 R8年度	43年目 R9年度
	(1)地域の環境改善 西出東出まちづくり計画 2018	(ルール系まちづくり) 平成30年度策定(目標年次 令和9年度)								
	(2)都市基盤の整備 都市計画道路 湊町線 生活道路整備 緑地整備	(事業系まちづくり) 延長417m、幅員27m (H15.3完成) 11路線、計696m (H10~H18) 約100m <sup>2</sup> (H17)								
	(3)良好な景観形成 定点観測	(景観系まちづくり) 昭和のまちなみ展覧会								
	(4)自立化に向けた活動 歴史を活かしたまちづくり	(専門家に頼らない自主的な取り組み) まちなか倶楽部(高田屋嘉兵衛記念館)での案内、広報								
	(5)啓発活動 イベント参加 イベント開催 ニュースの発行	兵庫運河祭 まち歩き、講演会などの実施、まちの魅力の広報、地域住民の交流 まちづくりニュース	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)人材育成活動 夏休み宿題塾	平成22年より実施。子供たちとの絆を深め、まちの魅力を感じてもらおう活動			○	○	○	○	○	○
(7)その他 地域猫活動 観光まちづくり構想	地域猫の避妊手術、餌やり、保護活動 歴史、偉人、文化遺産の下町PR活動 日本遺産の会への活動協力									
3 令和4年度に取り組む内容	空地・空家関係資料の更新、歴史マップの作成									

活動のPR事項	活動終了予定	あり ( 年度まで ) ・ (なし) ・ 未定 ※いずれかに○をお願いします
	活動のPR	設立当初の西出東出まちづくり協議会は、東川崎地区を含めた区域で、湊町線(菜の花ロード)の開通、細街路整備をはじめ、住環境改善を目的とした事業系まちづくりを中心に活動してきました。現在は、平成30年度策定した「西出東出まちづくり計画2018」に基づき、活動を進めています。具体的には、地域猫活動や緑化活動、観光客向けにまちの偉人(高田屋嘉兵衛等)や日本遺産に認定された北前船などの歴史の発信を行っています。また、地域の子供たちとの絆を深め、まちの魅力を感じてもらおう活動として「まちの夏休み宿題塾」を開催し、人材育成活動にも取り組んでいます。 近年は、防災・防犯対策、高齢化対策にも力を入れ、「歴史を活かし、みんなで支え合う、明るく元気な港町にしよう!」を目標に活動していきます。

ステップ1

ステップ2

ステップ3

事務局

まちづくり支援事業  
都市局審査委員会  
令和4年1月25日

まちづくり専門委員  
令和4年2月9日

査定内容

審議内容

意見

まちづくりの段階チェック

- 市が団体を認定しているか。
- 構想を市へ提案しているか。
- 構想の具体化に取り組んでいるか。

長期計画について

- わがまち空間づくりに取り組んでいるか。  
(事務局意見)

■ 優良まちづくりボランティア団体

①地域の環境改善(ルール系)、②都市基盤の整備(事業系)、③良好な景観形成(景観系)などのまちづくり活動を、長期にわたり組織的に行われてきたか。

①まちづくりの自立に向けた活動を計画、②他のまちづくり団体への啓発活動、③人材養成活動を行う資質を有しているか。(※自立:助成金に頼らず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

☐ コンサルタント派遣

- ☐ 技術的支援が必要な内容となっているか。
- ☐ 1テーマの取り組み期間が3年以内で計画されているか。
- ☐ コンサル派遣を行う期間を10年以内で計画されているか。
- ☐ まちづくりの自立に向けた活動を計画しているか。(※自立:専門家に依存せず、地域の方で持続的にまちづくり活動を行うこと)

(事務局意見)

政策的位置づけ等のチェック

- ☐ マスタープラン等に位置づけがあるか。
- ☐ 市が優先的に取り組む事業か。
- ☐ その他

事務局提案

助成	認定(更新)	3年間を適とする
派遣	年度より	年間を適とする

■ 優良ボランティア団体  
認定・更新

■ 適とする

令和4年度より

- 3年間の認定(更新)を認める。

- 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- ☐ 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

☐ 否とする

(理由)

☐ コンサルタント派遣

☐ 適とする

年度より

- ☐ 1年間の派遣を認める。

- ☐ 計画案の通りまちづくり活動に取り組んでください。

- ☐ 下記の点に留意してまちづくり活動に取り組んでください。

(留意事項)

☐ 否とする

(理由)

- ☐ 評価及び検証対象外(派遣6年目・9年目のみ)

これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、まちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

- ☐ 以下の意見も参考にいただき、これまでのまちづくり活動で蓄積された経験や教訓を情報発信していただくなど、これからもまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでいただけることを期待しています。

(意見)

## 西二郎地区まちづくり協議会の 認定の取り消しについて

### 1 まちづくり専門委員会議で意見聴取する事項

条例第6条の規定によりまちづくり協議会の認定を取り消す。

「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」（抜粋）

第6条 市長は、第4条の規定により認定したまちづくり協議会が、同条各号（※）の一に該当しなくなったと認めるときその他まちづくり協議会として適当でないとき認めるときは、その認定を取り消すものとする。

〔※第4条各号〕

- (1) 地区の住民等の大多数により設置されていると認められるもの
- (2) その構成員が、住民等、まちづくりについて学識経験を有する者その他これらに準ずる者であるもの
- (3) その活動が、地区の住民等の大多数の支持を得ていると認められるもの

### 2 西二郎地区まちづくり協議会の概要

- (1) 団体設立：平成2年5月
- (2) 対象区域：北区有野町有野の一部  
有野町二郎の一部
- (3) 面積：約21.4ha
- (4) 人口：約800名
- (5) 世帯数：約270世帯
- (6) 役員の構成：自治会役員



### 3 認定の取消し

#### (1) 取消年月日

令和4年2月末予定

#### (2) 取消の理由

平成30年12月にまちづくり協定を終了し、それ以降まちづくり協議会は休止状態となっている。令和2年3月に協議会活動の確認と認定取消に関する通知を行ったが、その後の活動再開が確認出来ないことから、条例第6条の規定により認定を取り消すものとする。

#### (3) 経緯

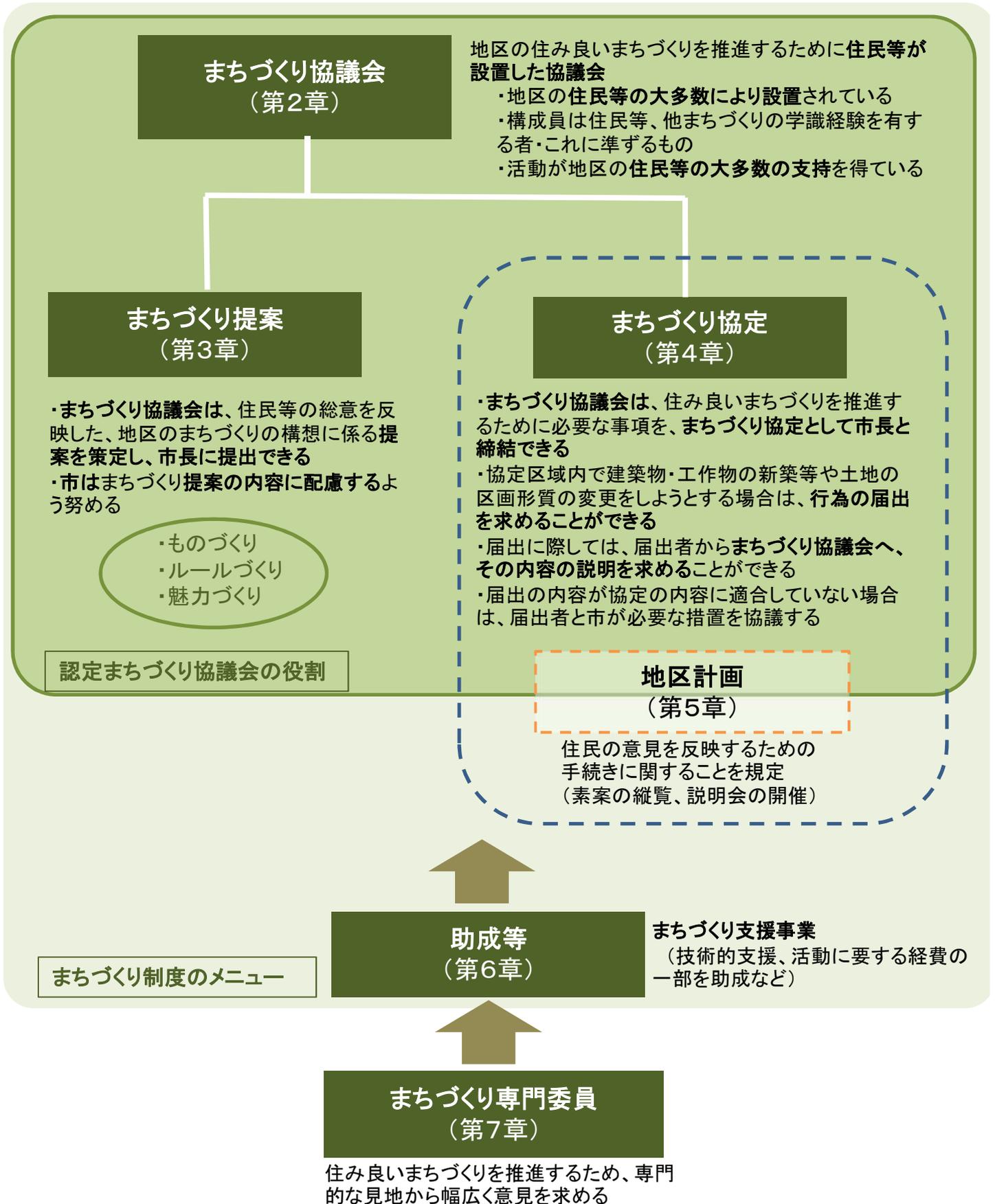
平成2年5月	西二郎地区まちづくり協議会設立
平成4年3月	まちづくり憲章を総会で承認
平成8年11月	条例に基づく協議会として認定
平成10年12月	神戸市長とまちづくり協定を締結
平成16年～19年	道路中心線確定の取り組み
平成20年12月	まちづくり協定の更新
平成30年12月	まちづくり協定の終了
令和2年3月	協議会活動の確認と認定取消に関する通知

## 令和3年度 まちづくり専門委員一覧

(50音順・敬称略)

所属	氏名（ふりがな）	委嘱期間
神戸大学大学院 工学研究科 准教授	(くりやま なおこ) 栗山 尚子	令和2年度 令和3年度
兵庫県立大学 国際商経学部 教授	(くるまい ひろこ) 車井 浩子	令和3年度 令和4年度
関西学院大学 建築学部 教授	(しみず ようこ) 清水 陽子	令和3年度 令和4年度
合資会社ゼンクリエイト (まちづくりコンサルタント)	(ねづ まさひこ) 根津 昌彦	令和3年度 令和4年度
神戸香風法律事務所 弁護士	(よしはら きよひで) 吉原 清英	令和3年度 令和4年度

## 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(まちづくり条例)



## まちづくり専門委員会議の役割

まちづくり条例に掲げられている項目（まちづくり協議会・まちづくり提案・まちづくり協定・まちづくり支援など）に関して、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として設置しています。

[神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例 第 19 条]

### 意見を述べる

#### まちづくり協定

- ⇒ ・協定の締結及び協定を変更する場合
- ・協定に係る届出に関して協議する場合

#### まちづくり協議会

- ⇒ ・協議会を認定する場合
- ・協議会の認定を取消す場合

#### まちづくり構想の提案

- ⇒ ・提案を受ける場合

#### まちづくり支援

- ⇒ ・活動助成の優良まちづくりボランティア団体に関する  
検証・評価
- ・コンサルタント派遣に関する検証・評価

#### その他

- ⇒ ・市長が必要があると認める場合

### 報告を受ける

#### まちづくり協議会

- ・変更の届出があった場合
- ・まちづくり協議会からの申出により、認定を取消す場合

# 審査対象団体 位置図

資料 7

## 凡 例



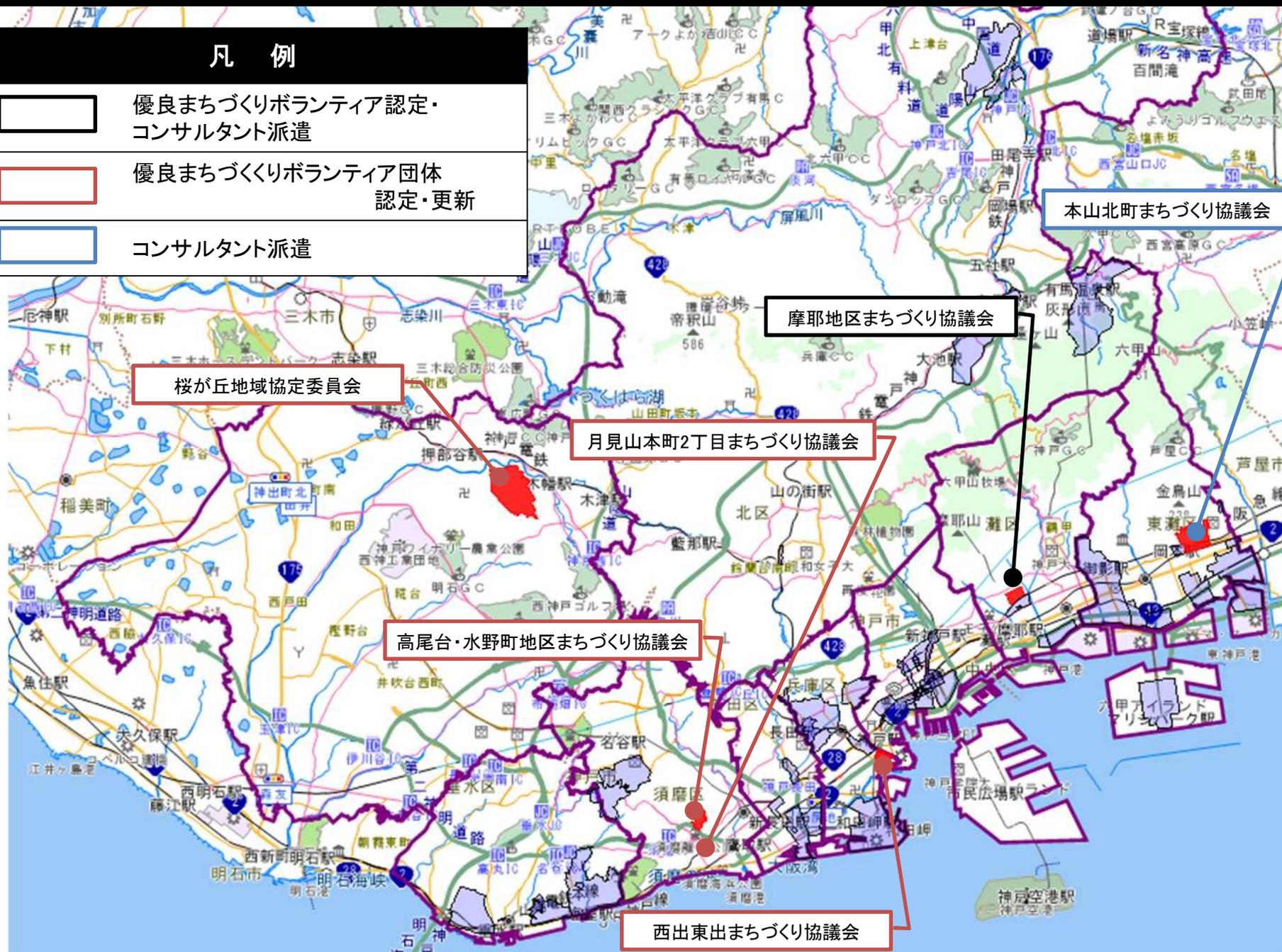
優良まちづくりボランティア認定・  
コンサルタント派遣



優良まちづくりボランティア団体  
認定・更新



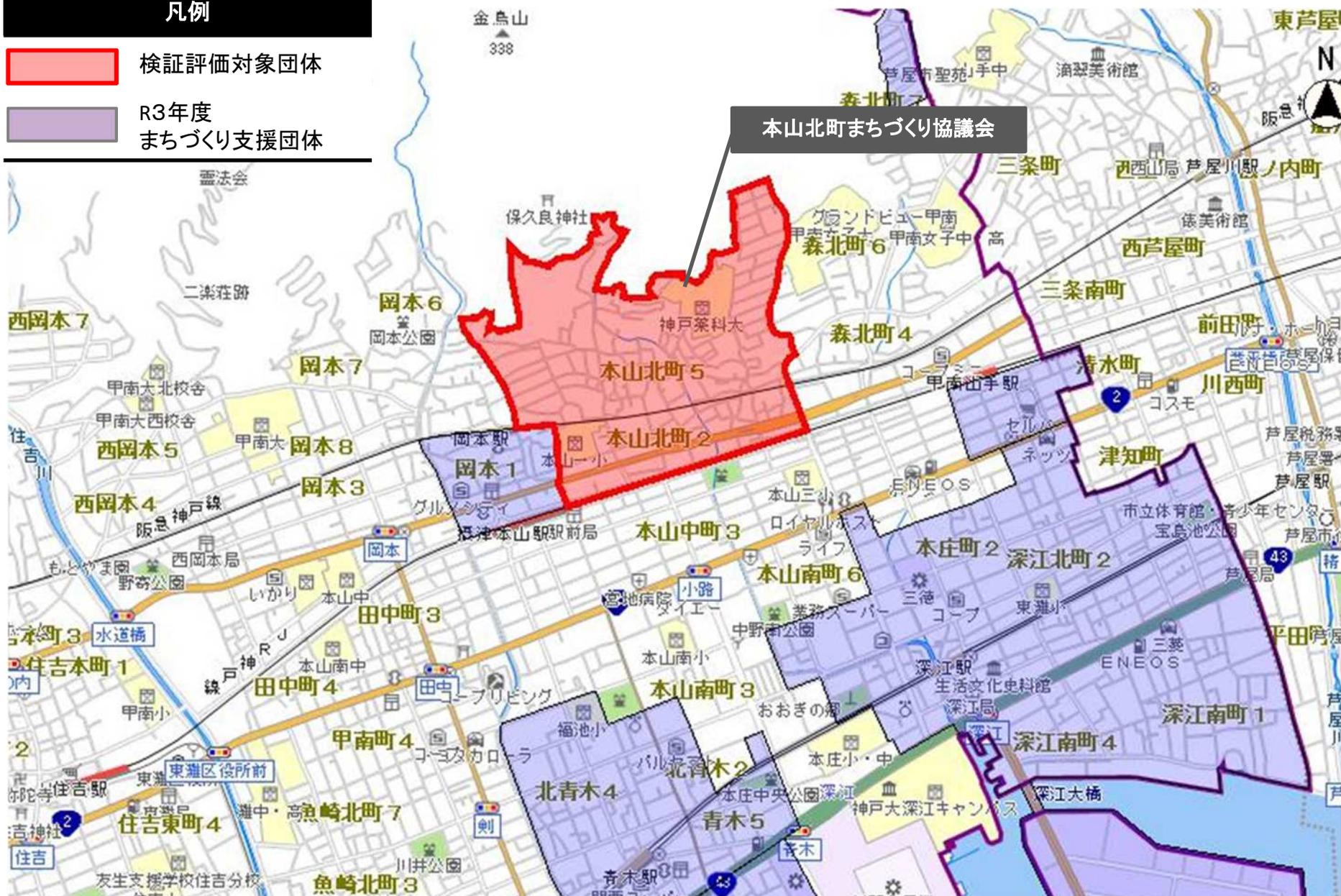
コンサルタント派遣



# 東灘区 令和3年度 まちづくり支援事業 団体位置図

## 凡例

- 検証評価対象団体
- R3年度  
まちづくり支援団体



# 灘区 令和3年度 まちづくり支援事業 団体位置図

## 凡例

-  検証評価対象団体
-  R3年度  
まちづくり支援団体



# 兵庫区 令和3年度 まちづくり支援事業 団体位置図

## 凡例

-  検証評価対象団体
-  R3年度  
まちづくり支援団体



# 須磨区 令和3年度 まちづくり支援事業 団体位置図

## 凡例

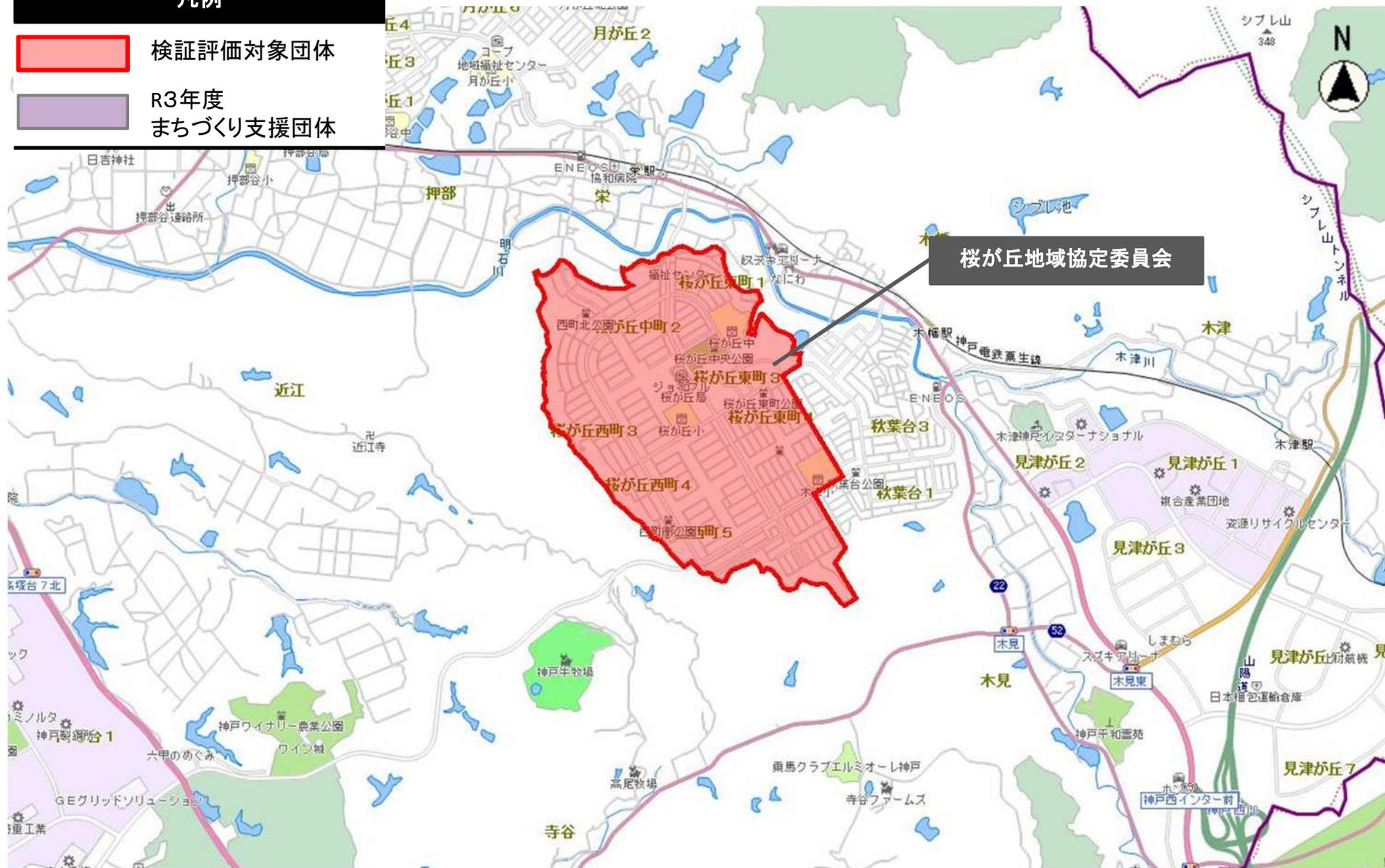
- 検証評価対象団体
- R3年度  
まちづくり支援団体



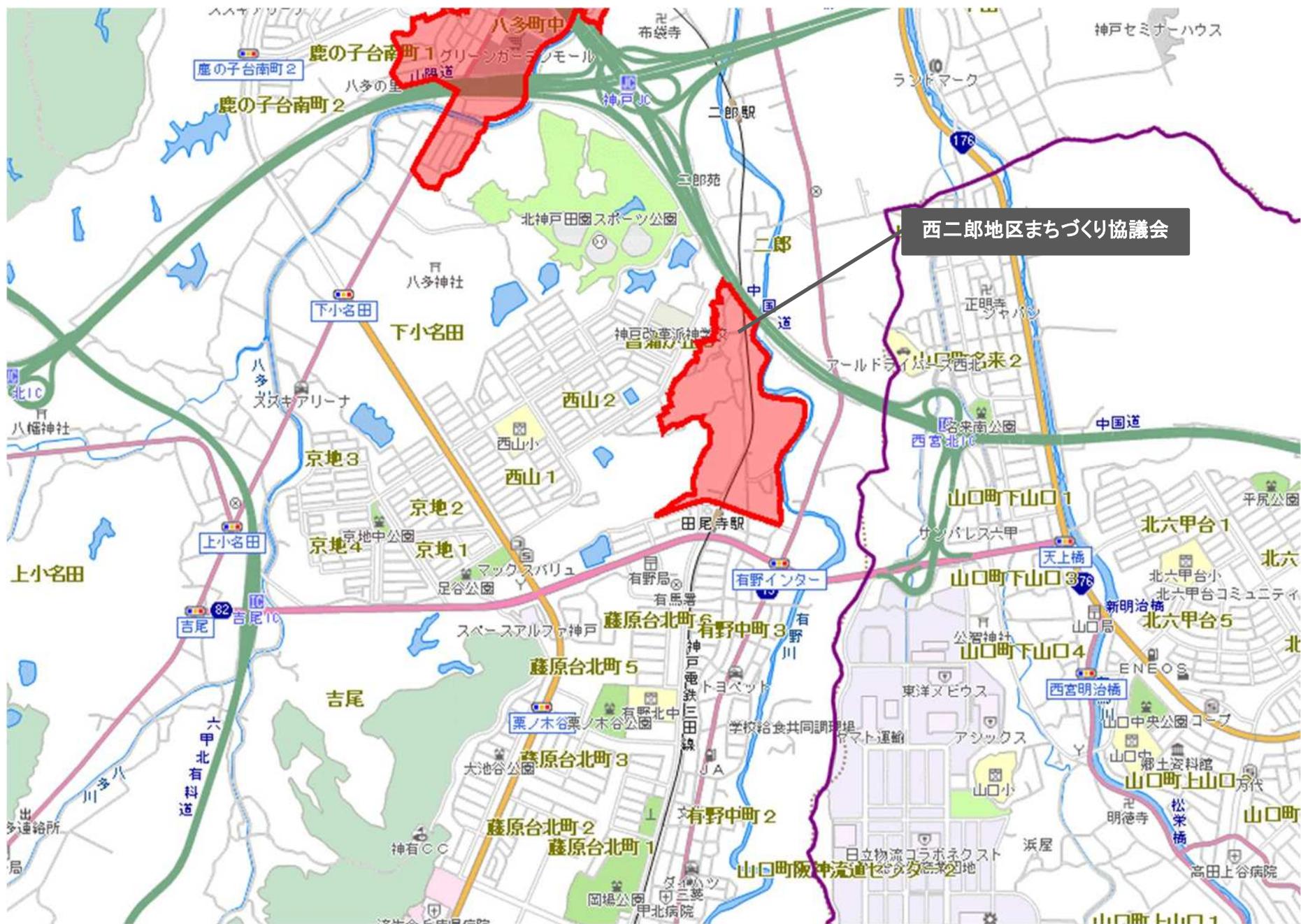
# 西区 令和3年度 まちづくり支援事業 団体位置図

## 凡例

-  検証評価対象団体
-  R3年度  
まちづくり支援団体



# まちづくり制度 まちづくり協議会の認定取消し 位置図



## まちづくり専門委員会議開催要綱

平成 27 年 3 月 9 日 住宅都市局長決定  
令和 2 年 5 月 1 日 改正

(趣旨)

第 1 条 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（以下「まちづくり条例」という。）第 19 条に規定するまちづくり専門委員（以下「委員」という。）より、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、まちづくり専門委員会議（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 都市計画、土木、法律、経済、防災等を専門とする学識経験を有する者
- (2) まちづくりコンサルタント及び商業コンサルタント等の実務経験を有する者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、それぞれ 6 名以内とする。

(委員の役割)

第 3 条 委員は、次の各号に定める事案について、意見を述べるものとする。

- (1) まちづくり条例第 9 条第 2 項及び第 9 条第 4 項に規定する、まちづくり協定の締結及び変更する場合
- (2) まちづくり条例第 12 条第 2 項に規定する、まちづくり協定に係る地区内の届出に係る行為が、まちづくり協定に適合しないと認められ、当該届出をした者と必要な措置について協議する場合
- (3) まちづくり条例第 4 条に規定するまちづくり協議会を認定する場合
- (4) まちづくり条例第 6 条に規定するまちづくり協議会の認定の取り消しをする場合
- (5) まちづくり条例第 7 条に規定するまちづくり提案を受ける場合
- (6) 神戸市まちづくり専門家派遣実施要領第 8 条に規定する、まちづくりコンサルタント派遣に係る検証及び評価を実施する場合
- (7) 神戸市まちづくり助成実施要領第 1 条の 2 に規定する、優良まちづくりボランティア団体の認定及び更新の決定に関する検証及び評価を実施する場合
- (8) その他、市長が必要があると認める場合

2 委員は、次の各号に定める事案について、報告を受けるものとする。

- (1) まちづくり条例施行規則第 4 条に規定するまちづくり協議会に係る変更の届出があった場合
- (2) まちづくり協議会より認定取消申出書が提出され、認定を取り消す場合

(任期)

第 4 条 委員の任期は、1 期 2 年とし、最長任期は原則 5 期 10 年以内とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議の開催時期)

第 5 条 会議は、原則として年 2 回開催する。なお、第 3 条各号に定める事案がある場合は、事案に応じて委員を招集し適宜開催するものとする。また、軽微な項目については、委員個別に報告し、意見を聴くことができるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、都市局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市局まち再生推進課において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、都市局副局長が定める。

附 則（令和2年5月1日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成27年3月9日より施行する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

この要綱は、令和2年5月1日より施行する。